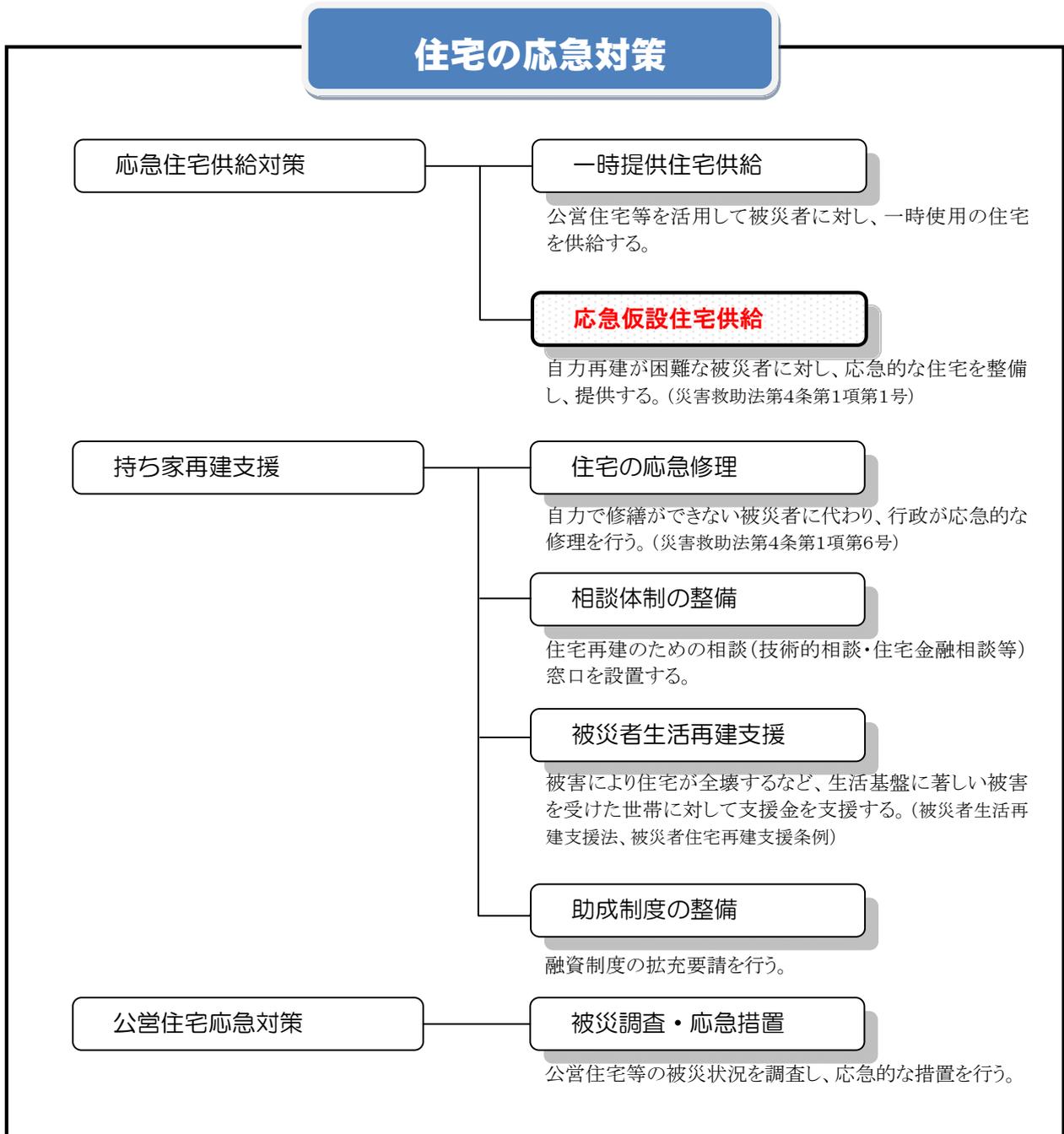


I マニュアルの位置付け

1 目的

このマニュアルは、大規模災害が発生した際に国、県及び市町村等が行う住宅の応急対策支援のうち応急仮設住宅について、発災から供給まで行政や関係団体の果たすべき役割を明確にし、迅速かつ円滑に供給することを目的とします。



2 マニュアルの適用

このマニュアルは県内で大規模な災害が発生し、災害救助法に基づき供給される応急仮設住宅に適用するものとします。

なお、災害の状況等により、このマニュアルの適用が困難と判断される場合には、関係機関と連携を図りながら適宜対応します。

3 マニュアル適用に関する取り組み

被災後、応急仮設住宅の整備及び民間賃貸住宅の確保を円滑に実施するため、以下のとおり関係団体との協定締結、建設可能な用地の把握等の災害に備えた準備を行います。

(1) 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定の締結

ア. 木造応急仮設住宅の建設に関する協定

「災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定」

○協定団体：一般社団法人鳥取県木造住宅推進協議会（以下「木推協会」という。）

＜協定内容＞

- 鳥取県からの要請に基づき、木造応急仮設住宅建設本部（以下「建設本部」という。）を設置。
- 建設本部の統括を行うとともに住宅建設事業者の斡旋、資材調達、その他可能な協力を実施。
- 県産材を活用した木造応急仮設住宅（以下「木造応急仮設住宅」という。）の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び施工能力等について、他の協定団体分も取りまとめて年一回鳥取県に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建設業協会（以下「建設業協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、住宅建設事業者の斡旋、資材調達、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び施工能力等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築技能近代化協会（以下「近代化協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、労働力の確保、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者並びに会員住宅建設事業者等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：鳥取県木材協同組合連合会（以下「木材協同連合」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、県産規格材の供給及びプレカット加工、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の業務担当者、会員等名簿及び県産規格材の供給・加工体制並びに供給可能量等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築士事務所協会（以下「事務所協会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、建設地に応じた配置及び配管等の計画及び工事監理、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の設計及び工事監理の業務担当者並びに会員等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

○協定団体：一般社団法人鳥取県建築士会（以下「建築士会」という。）

＜協定内容＞

- 建設本部での検討に基づき、建設地に応じた配置及び配管等の計画及び工事監理、その他可能な協力を実施。
- 木造応急仮設住宅の設計及び工事監理の業務担当者並びに会員等名簿及び対応可能人数等について年一回木推協会に報告。

イ. プレハブ応急仮設住宅の建設に関する協定

「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（平成9年5月8日）」

協定団体：一般社団法人プレハブ建築協会（以下「プレハブ協会」という。）

＜協定内容＞

- 鳥取県からの要請に基づき、住宅建設事業者のあっせん、その他可能な協力を実施。
- 応急仮設住宅の建設能力並びに業務担当者及び会員住宅建設事業者名簿を年一回鳥取県に報告。

(2) 災害時における民間賃貸住宅に係る空き家情報等に関する協定の締結

「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」（平成23年10月11日）

協定団体：公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会鳥取県本部及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「宅建協会等」という。）

＜協定内容＞

災害が発生した場合に、災害救助法及び鳥取県地域防災計画に基づき、公的一次提供住宅及び応急仮設住宅が十分確保できない等必要があると認められる場合に、被災者の住宅確保に資する。

(3) 応急仮設住宅建設可能地データの共有

東日本大震災では、用地の確保が難航し応急仮設住宅の建設が大幅に遅れる事態が発生^(※)しました。被災後速やかに建設を進めるためには、平常時から以下の件について検討を行います。

- ア. 県と市町村が協力して、建設可能地に優先順位を付けてリストアップし、データベース化して管理。
- イ. 建設可能地の位置、規模及び測量図等、応急仮設住宅を建設する上で参考とすべきデータの電子化、情報共有。
- ウ. 防災協力農地など、可能な限り土地の所有者等の了解を得た上で情報登録。

(※) 東日本大震災では、目標とした約5万戸のプレハブ応急仮設住宅の供給に約半年を要した。